

2020年までの核兵器廃絶を目指して

「核兵器禁止条約」の交渉開始等を求める要請書



私たちは各国の指導者に要請します。また、国連の強いリーダーシップに期待します。

- 「核兵器禁止条約」締結のための交渉を即時に開始してください！
- 全ての都市、全ての人間を、戦争により攻撃することをやめてください！

No	名 前	住 所
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

※ 10名に満たなくても結構です。また、10名を超える場合は、恐れ入りますが、この用紙をコピーの上署名して下さるようお願いいたします。

※ ご記入いただいた個人情報は、核兵器禁止条約の交渉開始等を求める目的以外には使用しません。

平和首長会議事務局

(取扱い団体)

生活協同組合おおさかパルコープ

〒534-0024 大阪府大阪市都島区東野田町1-5-26 TEL:06-6242-0904 FAX:06-6242-0926

この署名は10月31日(金)をめどにお出しく下さい

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

2014年 月 日

被災者生活再建支援制度の抜本的拡充を求める署名

東日本大震災から3年が経過しました。26万人もの被災者が今なお、応急仮設住宅やみなし仮設住宅に暮らしています。一日でも早く人間らしい住まいや生活空間を得て、この地域で安心して暮らすことが、被災者の最大の願いです。

住宅の再建は一人ひとりの被災者の生活再建のかなめであるとともに、地域全体の復興を左右する重要な課題です。住宅再建への支援は、地域への定住を促し人口流出を防ぎ、地域の活力やコミュニティを保つために、不可欠な公共性のある施策です。

被災者生活再建支援法は、2度の改正を経て全壊家屋の再建に最大300万円が支給されますが、東日本大震災の被災地では、現行制度だけでは不十分であり、自宅再建や住宅確保が進みません。加えて、高齢者や生活困窮者など、自宅再建の難しい人もおり、東日本大震災の実情にあわせた支援策が必要になっています。

また、災害救助法が適用される大規模災害のほか、狭い範囲に甚大な被害をもたらす局地的なゲリラ豪雨や竜巻など、全国各地で頻発する自然災害に対して、国民が等しく救済の手を差し伸べられるような施策にすることも求められています。

2007年度に改正された際に、国会は4年後に制度の拡充に向けて見直すとする付帯意見を付しましたが、見直すはずだった2011年に東日本大震災が発生したため、議論はされたものの総合的な見直しは行われていません。

被災者生活再建支援法をはじめとした被災者生活再建支援制度を速やかに見直し、以下の項目を実現することを求めます。

【請願項目】

1. 被災者生活再建支援法にもとづく支援金の最高額を、少なくとも500万円に引き上げること
2. 被災者生活再建支援法にもとづく支援金の支給について、半壊を対象に含めるなど支給対象を拡大するとともに、局地的な災害にも対応できるよう支給要件を緩和すること。
3. 当該支援金の支給の拡充にあたっては、国の負担割合を引き上げること。
4. 自宅再建の難しい被災者に対して、賃貸住宅への入居などに係る負担軽減等を含めた総合的な居住確保のための支援策を実情にあわせて検討すること。

氏 名	住 所

取組団体：青森県生活協同組合連合会 岩手県生活協同組合連合会 秋田県生活協同組合連合会
宮城県生活協同組合連合会 山形県生活協同組合連合会 福島県生活協同組合連合会

キ
リ
ト
リ